

質疑・回答書

告示番号		件 名	豊中市二軒屋青年会館改修工事その2
No	質疑事項		回 答
1	工期が短いようですが、打合せや書類の調整等も工期を考慮して対応していただけたらと考えてよろしいでしょうか。		原則、書類や検査立会は「工事提出書類作成要領・受注者検査要領」の通りとし、監督職員との協議、日程調整を十分行い工期内の完工を行うこととします。
2	A-14 改修後建具は、木造住宅用既製品サッシと考えてよろしいでしょうか。		図面番号A-14の改修後建具は、木造住宅用既製品サッシとします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp